明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　一
〔告　示〕
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示（財務六八）　九
○日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示（同六九）　二九
○財政融資資金預託金取扱規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示（同七〇）　三一
○船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件（国土交通一七二）　四二
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件（同一七三）　四三
○建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針の一部を改正する件（同一七四）　四三
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定した件（観光庁二）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
国立大学法人山口大学公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他技術的サービス（建設工事を除く）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、土地家屋調査士名簿登録等関係　五九
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

府令

○内閣府令第九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の二第一項及び第三項の規定に基づき、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月十二日

内閣総理大臣　菅　義偉